

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	絵画コンクールの絵を使用したカレンダー作成業務及び配電地上機器装飾業務の委託について
----	--------------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部
東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課）

事業の概要

事業名	絵画コンクールの絵を使用したカレンダー作成及び配電地上機器装飾事業
担当課	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課
目的	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、子どもたちと大会との関わりを創出するため。
対象者	区内在住・在学の小学校、中学校及び特別支援学校の児童及び生徒
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>本事業は、区内在住・在学の小学校、中学校及び特別支援学校の児童及び生徒を対象に、東京 2020 大会をテーマにした絵画コンクールを行い、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、子どもたちと大会との関わりを創出するものである。応募作品（約 500 点を想定）の中から、優秀作品（約 250 点）を選出し、作品を掲載した日めくりカレンダーを作成・配布するとともに、新宿区内の路上の配電地上機器（約 300 箇所）の側面に作品の掲出を行う。</p> <p>カレンダー作成及び配電地上機器装飾業務については、取扱う作品の数が大量であることに加え、専門的な技術を要するため、豊富なノウハウを備えた事業者へ委託する。</p> <p>2 業務委託内容</p> <p>(1) カレンダー作成業務について（資料 20-1 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全体統括・スケジュール管理 ②応募作品のスキャンニング・管理 ③カレンダーの作成・配布 ④応募作品の返却（区立学校のみ。区立学校へ通学していない区内在住の児童・生徒については、個人宅への返却になるため、区が対応する。） <p>(2) 配電地上機器装飾業務について（資料 20-2 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全体統括・スケジュール管理 ②スキャンデータの管理 ③装飾用作品シールの作成・貼付 <p>上記（1）（2）の業務は、それぞれ別事業者を選定する。（1）についてはプロポーザルによって募集する。業務を細分化する事業者からの応募も想定されるため、再委託を含めた業務委託として報告する。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 絵画コンクールの絵を使用した日めくりカレンダー作成業務の委託について

保有課(担当課)	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課
登録業務の名称	絵画コンクールの絵を使用したカレンダー作成業務
委託先	未定(プロポーザルにより選定する。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《絵画コンクールの応募者に係る情報項目》 【紙ベース(作品本体及び応募シート)】応募者の作品、所属学校、学年、氏名、作品名、コメント、保護者氏名、 【DVD-R、委託先のパソコン及びサーバ】応募者の作品、所属学校、学年、氏名、作品名、コメント、受賞の有無、媒体掲載の有無
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(DVD-R、委託先のパソコン及びサーバ)
委託理由	本事業は応募資格が10,000人以上に与えられており、応募数によってはスキャンするデータ量が膨大になり作業量が増大するため。また、カレンダー作成については専門的な技術と豊富なノウハウを備えた業者への委託が不可欠であるため。 また、プロポーザルにより決定した委託先によっては、制作などを行う実働部門が別会社となる可能性もある。その場合は、専門ノウハウを有する事業者への再委託により、事業の効率化を図ることとする。
委託の内容	1 全体統括・スケジュール管理・再委託先への指導及び監督 2 応募作品のスキャニング・管理 3 カレンダーの作成・配布 4 応募作品の返却(区立学校のみ。区立学校へ通学していない区内在住の児童・生徒については、個人宅への返却になるため、区が対応する。)
委託の開始時期及び期限	令和元年8月下旬から令和元年12月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 カレンダーの納品後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。 4 情報漏えい等の事件・事故を防止するために、委託先が、委託先の従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じさせるよう指導する。

	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区のパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。 2 区のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用する。 3 ログ監視ソフト等により、ログを収集、管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 区から作品を受け取る際、作品を区立学校へ返却する際、完成品の納品時を除いて、業務を行う執務室外への個人情報の持出しを禁止する。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 4 紙媒体で提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。キャビネットは、常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理する。 5 業務開始前に全ての業務従事者に対して個人情報の取扱いについての教育を徹底させる。 6 カレンダーの納品後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させる。 7 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容（日時、取扱者、情報の内容、数量）を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区の職員が作品を委託先に提供する時 (2) 委託先がスキャンデータ（DVD-R）を区の職員に提出する時 8 区と再委託先間で、個人情報を直接受渡す際は、委託先を同席させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先は、委託先の本システムのサーバを監視し、不正な通信を検知・分析・遮断する等、外部への情報漏えいを未然に防止する仕組みを構築する。 2 ファイアウォール等により、外部による本件サーバへの侵入を防止させる。 3 委託先のパソコン使用時は、ID・パスワードによる認証を行うとともに、個人毎に情報へのアクセス制限等の対策を講じさせる。 4 上記対策の他、情報漏えい等の事件・事故を防止するために従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じる。 5 委託先が作成した電磁的媒体（DVD-R）には、パスワードを設定させる。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 絵画コンクールの絵を使用した日めくりカレンダー作成業務の再委託について

保有課(担当課)	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課
登録業務の名称	絵画コンクールの絵を使用したカレンダー作成業務
再委託先	未定(再委託先は、委託先のプロポーザル結果に伴い決定する。)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>《絵画コンクールの応募者に係る情報項目》</p> <p>【紙ベース(作品本体及び応募シート)】応募者の作品、所属学校、学年、氏名、作品名、コメント、保護者氏名、</p> <p>【DVD-R、委託先のパソコン及びサーバ】応募者の作品、所属学校、学年、氏名、作品名、コメント、受賞の有無、媒体掲載の有無</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(DVD-R、再委託先のパソコン及びサーバ)
再委託理由	<p>本事業は応募資格が10,000人以上に与えられており、応募数によってはスキャンするデータ量が膨大になり作業量が増大するため。また、カレンダー作成については専門的な技術と豊富なノウハウを備えた業者への委託が不可欠であるため。</p> <p>また、プロポーザルにより決定した委託先によっては、制作などを行う実働部門が別会社となる可能性もある。その場合は、専門ノウハウを有する事業者への再委託により、事業の効率化を図ることとする。</p>
再委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募作品のスキャン・管理 2 カレンダーの作成・配布 3 応募作品の返却(区立学校のみ。区立学校へ通学していない区内在住の児童・生徒については、個人宅への返却になるため、区が対応する。)
再委託の開始時期及び期限	令和元年8月下旬から令和元年12月31日まで
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約にあたり、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 4 カレンダーの納品後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。 5 情報漏えい等の事件・事故を防止するために、委託先が、再委託先の従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じさせるよう指導する。

	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区のパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。 2 区のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用する。 3 ログ監視ソフト等により、ログを収集、管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底する。
<p>再受託事業者に行わせる 情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 区から作品を受け取る際、作品を区立学校へ返却する際、完成品の納品時を除いて、業務を行う執務室外への個人情報の持出しを禁止する。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 4 紙媒体で提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。キャビネットは、常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理する。 5 業務開始前に全ての業務従事者に対して個人情報の取扱いについての教育を徹底させる。 6 カレンダーの納品後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させる。 7 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容（日時、取扱者、情報の内容、数量）を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区の職員が作品を再委託先に提供する時 (2) 再委託先がスキャンデータ（DVD-R）を区の職員に提出する時 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再委託先は、再委託先のサーバを監視し、不正な通信を検知・分析・遮断する等、外部への情報漏えいを未然に防止する仕組みを構築する。 2 ファイアウォール等により、外部による本件サーバへの侵入を防止させる。 3 再委託先のパソコン使用時は、ID・パスワードによる認証を行うとともに、個人毎に情報へのアクセス制限等の対策を講じさせる。 4 上記対策の他、情報漏えい等の事件・事故を防止するために従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じる。 5 再委託先が作成した電磁的媒体（DVD-R）には、パスワードを設定させる。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 絵画コンクールの絵を使用した配電地上機器装飾業務の委託について

保有課(担当課)	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課
登録業務の名称	絵画コンクールの絵を使用した配電地上機器装飾業務
委託先	東電タウンプランニング株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《絵画コンクールの応募者に係る情報項目》 作品、作品名
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(DVD-R、委託先のパソコン及びサーバ)
委託理由	配電地上機器装飾については専門的な技術と豊富なノウハウを備えた業者への委託が不可欠であるため。 また、今回掲出予定の地上機器は300基以上となり作業量が膨大となるため、専門ノウハウを有する事業者への再委託により事業の効率化を図ることとする。
委託の内容	1 全体統括・スケジュール管理・再委託先への指導及び監督 2 スキャンデータの管理 3 装飾用作品シールの作成・貼付
委託の開始時期及び期限	令和元年8月上旬から令和元年12月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 装飾用作品シールの貼付後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。 4 情報漏えい等の事件・事故を防止するために、委託先が、委託先の従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じさせるよう指導する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区のパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。 2 区のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせ

	<p>るとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用する。</p> <p>3 ログ監視ソフト等により、ログを収集、管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底する。</p> <p>4 区が提供する電磁的媒体（DVD-R）には、パスワードを設定する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 完成品の納品時、区が提供した DVD-R の返却時を除いて、業務を行う執務室外への個人情報の持出しを禁止する。</p> <p>3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。</p> <p>4 業務開始前に全ての業務従事者に対して個人情報の取扱いについての教育を徹底させる。</p> <p>5 装飾用作品シールの貼付後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させる。</p> <p>6 区が提供した電磁的媒体（DVD-R）は、手渡しで区に返却させる。</p> <p>7 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容（日時、取扱者、情報の内容、数量）を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。</p> <p>(1) 区の職員がキャンデータ（DVD-R）を委託先に提供する時</p> <p>(2) 委託先がスキャンデータ（DVD-R）を区の職員に返却する時</p> <p>8 区と再委託先間で、個人情報を直接受渡す際は、委託先を同席させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 委託先は、委託先のサーバを監視し、不正な通信を検知・分析・遮断する等、外部への情報漏えいを未然に防止する仕組みを構築する。</p> <p>2 ファイアウォール等により、外部による本件サーバへの侵入を防止させる。</p> <p>3 委託先のパソコン使用時は、ID・パスワードによる認証を行うとともに、個人毎に情報へのアクセス制限等の対策を講じさせる。</p> <p>4 上記対策の他、情報漏えい等の事件・事故を防止するために従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じる。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 絵画コンクールの絵を使用した配電地上機器装飾業務の再委託について

保有課(担当課)	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課
登録業務の名称	絵画コンクールの絵を使用した配電地上機器装飾業務
再委託先	未定
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《絵画コンクールの応募者に係る情報項目》 作品、作品名
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(DVD-R、委託先のパソコン及びサーバ)
再委託理由	配電地上機器装飾については専門的な技術と豊富なノウハウを備えた業者への委託が不可欠であるため。 また、今回掲出予定の地上機器は300基以上となり作業量が膨大となるため、専門ノウハウを有する事業者への再委託により事業の効率化を図ることとする。
再委託の内容	1 スキャンデータの管理 2 装飾用作品シールの作成・貼付
再委託の開始時期及び期限	令和元年8月上旬から令和元年12月31日まで
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約にあたり、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 4 装飾用作品シールの貼付後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。 5 情報漏えい等の事件・事故を防止するために、委託先が、委託先の従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じさせるよう指導する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区のパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。 2 区のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用す

	<p>る。</p> <p>3 ログ監視ソフト等により、ログを収集、管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底する。</p> <p>4 区が提供する電磁的媒体 (DVD-R) には、パスワードを設定する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 完成品の納品時、区が提供した DVD-R の返却時を除いて、業務を行う執務室外への個人情報の持出しを禁止する。</p> <p>3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。</p> <p>4 業務開始前に全ての業務従事者に対して個人情報の取扱いについての教育を徹底させる。</p> <p>5 装飾用作品シールの貼付後、パソコン及びサーバ内の委託業務に係る個人情報については消去させる。</p> <p>6 区が提供した電磁的媒体 (DVD-R) は、手渡して区に返却させる。</p> <p>7 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容 (日時、取扱者、情報の内容、数量) を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。</p> <p>(1) 区の職員がキャンデータ (DVD-R) を再委託先に提供する時</p> <p>(2) 再委託先がスキャンデータ (DVD-R) を区の職員に返却する時</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 再委託先は、再委託先のサーバを監視し、不正な通信を検知・分析・遮断する等、外部への情報漏えいを未然に防止する仕組みを構築する。</p> <p>2 ファイアウォール等により、外部による本件サーバへの侵入を防止させる。</p> <p>3 再委託先のパソコン使用時は、ID・パスワードによる認証を行うとともに、個人毎に情報へのアクセス制限等の対策を講じさせる。</p> <p>4 上記対策の他、情報漏えい等の事件・事故を防止するために従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。